

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務にかかる契約の締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算が配当されることを条件とするものです。

令和6年2月19日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

「せたがや道づくりプラン」改定に係る検討調査委託

#### (2) 目的

区が取り組むべき道路整備の方向性を示した「せたがや道づくりプラン（以下「道づくりプラン」という。）」の計画期間の終了を見据え、次期道づくりプラン策定に向けて、区の現況及び道路整備に係る区民意識を把握し、現・道づくりプランの評価を行うとともに、道路整備を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえながら、都市計画道路・主要生活道路の優先整備路線や見直し路線を選定する考え方等を検討し、次期道づくりプラン（素案）及び次期道づくりプラン（案）を作成する。

#### (3) 業務内容

業務内容は、プロポーザル後、選定された第一候補者の企画提案を踏まえ、世田谷区と受託者間の協議により仕様書を決定するものとする。

なお、現在、世田谷区が考える業務内容は下記のとおりとする。

##### ①令和6年度

ア 区民アンケートの実施と区民意識の把握

※発送4,000件、回収率32%を想定（平成25年度実施アンケート実績に基づく）

イ 計画道路の必要性、事業性等の検証

ウ 優先整備路線の選定指標の検討

エ 専門アドバイザー委員会（仮称）の庶務

※区が選定する専門アドバイザー委員への報酬（約60万円程度）の支払を想定

オ 次期道づくりプラン（素案）の作成

カ 過年度業務の時点修正等

##### ②令和7年度

ア パブリックコメントのとりまとめ支援

- イ 見直し候補路線（仮称）等の在り方の検討
- ウ 次期道づくりプラン（案）の作成（デザイン・編集を含む）
- エ 過年度業務の時点修正等

(4) 履行期間

契約の日から令和8年3月下旬まで

※委託契約は単年度ごとに行い、令和7年度は、前年度の履行内容が良好と認められること、予算が区議会で議決され配当されることを条件として契約を行う。

2 提案限度額（令和6年度）

11,792,000円（消費税込み）

3 参加資格

参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申立をしていないこと。
- (6) 平成31年度以降に、都道府県、政令指定都市又は都内区市町における道路ネットワークの形成に関わる計画の策定又は改定検討業務の受託実績があること。
- (7) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (8) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントの認証を受けていること。または、自社において個人情報保護に関する規定を設けていること。
- (9) 予定技術者が下記の要件を満たすこと。

①主任技術者

技術士（建設部門：「道路」、「都市及び地方計画」又は総合技術監理部門（選択科目が建設部門に相当））の資格を有し、10年以上の業務経験又は同等程度の業務遂行能力を有する者であること。

②担当技術者

技術士（建設部門：「道路」又は「都市及び地方計画」）の資格を有する者であること。

4 提案書の提出者を選定するための基準

本件担当課が参加表明書の記載内容より、参加表明書を提出した法人の参加資格の有無の確認のみ行う。

## 5 提案書を特定するための評価基準

企画提案書の評価項目は以下のとおりとする。なお、参考見積書は、見積金額と提案内容が妥当であるか確認するためのものとする。

- (1) 業務実施体制 業務実績、専門技術、人員体制
- (2) 予定技術者実績 技術者資格、業務実績
- (3) 業務計画 業務実施体制、工程計画
- (4) 特定テーマに対する提案 業務実施方針、的確性、実現性、独創性、資料作成能力
- (5) 参考見積書

## 6 手続等

### (1) 担当課

世田谷区 道路・交通計画部 道路計画課 (担当：佐藤)

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1 (二子玉川分庁舎A棟3階)

電話：03(6432)7935

FAX：03(6432)7991

E-mail：SEA02036@mb.city.setagaya.tokyo.jp

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

#### ①配布期間

令和6年2月19日(月)から令和6年3月1日(金)

(土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで)

#### ②配布場所及び方法

ア 区のホームページからダウンロード

HP [世田谷区トップページ](#) → [住まい・街づくり・環境](#) →

[道路・土地・水道](#) → [みちづくり\(道路計画\)](#) → [道路整備の概要](#) に掲載

イ 上記(1)担当課にて窓口配布

### (3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

#### ①提出期限

令和6年3月1日(金)午後5時まで(必着)

持参の場合は、土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで

#### ②提出方法

郵送又は持参

#### ③提出先

上記（１）担当課

（４）提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

①提出期限

令和６年３月２９日（金）午後５時まで（必着）

持参の場合は、土、日、祝祭日を除く午前９時から午後５時まで

②提出方法

郵送又は持参

③提出先

上記（１）担当課

７ その他

- （１） 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （２） 契約保証金 免除
- （３） 契約書作成の要否 要
- （４） 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- （５） 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- （６） 詳細は説明書による。